

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当該休日は、  
翌日が休日となる場合)

鳥取県条例（昭和二十九年五月鳥取県条例第二十六号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「県収納代理金融機関」の下に「（以下「指定金融機関等」という。）」を加え、同条第二項中「払込」を「払込み」に、「郵便署」を「県内の郵便局（以下「郵便局」という。）」に改める。

第二十四条第一項第一号中「第四号（）」を削り、「第九号」を「第八号」に改め、同項第二号中「第九号」を「第八号」に改め、同項中第四号

を削り、第五号を第四号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

第二十八条の二第五項中「鳥取県収入証紙」を「鳥取県収入証紙条例（昭和三十九年三月鳥取県条例第九号）第三条に規定する証紙（以下「鳥取県収入証紙」という。）」に、「ちよう付」を「ちよう付」に改める。

第二十九条第三項中「外国法人」を「法の施行地に本店又は主たる事務所若しくは事業所を有しない法人（以下「外国法人」という。）」に、「行なわれる」を「行われる」に改める。

第三十二条第一項第三号中「前年中の所得の金額（分離課税に係る所得割の課税標準である退職所得の金額を除く。）が八十万円」を「前年の合計所得金額が百万円」に改める。

第三十七条の二及び第三十七条の三第一号中「県指定金融機関等」を「指定金融機関等又は郵便局」に改める。

第四十条の表中「三十万円」を「七十五万円」に、「二十万円」を「五十万円」に、「四万円」を「十万円」に、「一万一千円」を「三万円」に、「四千円」を「一万円」に改める。

第五十二条第一号中「地方税法施行地」を「法の施行地」に改める。  
第一百十条を次のように改める。

## 鳥取県条例第十二号

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県条例の一部を改正する条例

## (自動車税の税率)

第百十条 自動車税の税率は、次の各号に掲げる自動車に対し、一台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

## 一 乗用車

## イ 普通自動車に属するもの

## (1) 営業用

総排気量が三リットル以下のもの 年額 二万五千円  
総排気量が三リットルを超えるもの 年額 二万五千元

年額 二万七千五百円  
年額 五万四千五百円

総排気量が六リットルを超えるもの 年額 二万五千円  
ロータリー・エンジンを備えたもの 年額 二万五千円

## (2) 自家用

総排気量が三リットル以下のもの 年額 八万八千五百円  
総排気量が三リットルを超えるもの 年額 八万八千五百円

年額 八万八千五百円  
年額 八万八千五百円

総排気量が六リットルを超えるもの 年額 八万八千五百円  
ロータリー・エンジンを備えたもの 年額 八万八千五百円

## ロ 四輪以上の小型自動車に属するもの

## (1) 営業用

総排気量が一リットル以下のもの 年額 七千五百円  
総排気量が一リットルを超えるもの 年額 八千五百円

年額 八千五百円  
年額 八千五百円

## 総排気量が一・五リットルを超えるもの

年額 九千五百円

電池を動力源とし、電動機を原動機とするもの 年額 七千五百円  
一の作動室の容積にロータリ数を乗じて得た容積(以下本条において「総容積」という。)が一リットル以下のロータリー・エンジンを備えたもの 年額 八千五百円  
総容積が一リットルを超えるロータリー・エンジンを備えたもの 年額 九千五百円

## (2) 自家用

総排気量が一リットル以下のもの 年額 二万九千五百円  
総排気量が一リットルを超える一・五リットル以下のもの 年額 三万四千五百円  
年額 三万九千五百円  
年額 二万九千五百円

電池を動力源とし、電動機を原動機とするもの 年額 三万九千五百円  
総容積が一リットル以下のロータリー・エンジンを備えたもの 年額 三万九千五百円  
年額 三万九千五百円

## 二 トラック

## イ 営業用

最大積載量が一トン以下のもの 年額 六千五百円  
最大積載量が一トンを超える二トン以下のもの 年額 三千九千五百円

年額 九千五百円

最大積載量が二トンを超えるもの

総排気量が一・五リットルを超えるもの

年額 一万二千円

年額 一千三百円

最大積載量が三トンを超える四トン以下のもの

年額 一万二千円

最大積載量が四トンを超える五トン以下のもの

年額 一万五千円

最大積載量が五トンを超える六トン以下のもの

年額 一万八千五百円

最大積載量が六トンを超える七トン以下のもの

年額 二万二千円

最大積載量が七トンを超える八トン以下のもの

年額 二万五千五百円

最大積載量が八トンを超えるもの

年額 二万九千五百円

最大積載量が八トンを超えるもの

年額 七千五百円

最大積載量が八トンを超えるもの

年額 七千五百円に最大積載量が八トンを超えるもの

年額 七千五百円

### 加算した額

口  
自家用

最大積載量が一トン以下のもの

年額 八千円

最大積載量が一トンを超える二トン以下のもの

年額 一万五千五百円

最大積載量が二トンを超える三トン以下のもの

年額 一万六千円

最大積載量が三トンを超える四トン以下のもの

年額 四千七百円

最大積載量が三トンを超える四トン以下のもの

年額 三千七百円

最大積載量が三トンを超える四トン以下のもの

年額 四千七百円

年額	二万五百円	最大積載量が四トンを超えるもの
年額	三万円	最大積載量が五トンを超えるもの
年額	三万五千円	最大積載量が六トンを超えるもの
年額	四万五百円	最大積載量が七トンを超えるもの
年額	四万五百円に最大積載量が八トンを超えるもの	最大積載量が八トンを超えるもの
年額	四万五百円に最大積載量が八トンを超えるもの	最大積載量が八トンを超えるもの
年額	三千三百円を加算した額	最大積載量が八トンを超えるもの
年額	五千二百円	最大積載量が八トンを超えるもの
年額	六千三百円	総排気量が一・五リットルを超えるもの
年額	八千円	総排気量が一リットル以下のもの
年額	五千二百円	総排気量が一リットルを超えるもの
年額	六千三百円	総排気量が一リットル以下のもの
年額	八千円	電池を動力源とし、電動機を原動機とするもの

ただし、乗車定員が四人以上で乗用車に準ずるものにあつては、当該額に、次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額を加算し  
た額とする。

三  
バ  
ス

ノ  
營業用

一般乗合用のもの	乗車定員が三十人以下のもの	乗車定員が四十人以下のもの	乗車定員が五十人以下のもの
年額	年額	年額	年額
一万二千円	一万一千円	一万四千五百円	一万七千五百円
一 万 二 千 円	一 万 一 千 円	一 万 四 千 五 百 円	一 万 七 千 五 百 円

(1)	自家用	乗車定員が五十人を超えるもの	年額	四万円
(2)	に掲げるもの以外のもの	乗車定員が六十人を超えるもの	年額	四万九千円
乗車定員が三十人以下のもの	年額	乗車定員が四十人を超える五十人以下のもの	年額	五万七千円
乗車定員が三十人以下のもの	年額	乗車定員が五十人を超える六十人以下のもの	年額	六万五千五百円
乗車定員が四十人を超える五十人以下のもの	年額	乗車定員が六十人を超える七十人以下のもの	年額	八万三千円
乗車定員が五十人を超える六十人以下のもの	年額	乗車定員が八十人を超えるもの	年額	七万四千円
乗車定員が六十人を超える七十人以下のもの	年額	生、生徒、児童又は幼児の通学の用に用いるもの	年額	六万五千五百円
乗車定員が七十人を超える八十人以下のもの	年額	(2) 特種用途自動車	年額	八万三千円
乗車定員が八十人を超えるもの	年額	(1) 営業用	年額	五万七千円
乗車定員が三十人以下のもの	年額	(1) 靈きゆう車	年額	五万五百円
乗車定員が三十人以下のもの	年額	乗車定員が三人以下のもの	年額	六千五百円
乗車定員が三十人以下のもの	年額	乗車定員が四人以上のもの	年額	一万二千円
乗車定員が三十人を超える四十人以下のもの	年額	(2) その他	年額	六万四千円
乗車定員が三十人を超える四十人以下のもの	年額	最大積載量の定めのないもの又は最大積載量が一トン以下のもの	年額	六千五百円
乗車定員が三十人を超える四十人以下のもの	年額	車両重量が二トン以下のもの	年額	九千円
乗車定員が三十人を超える四十人以下のもの	年額	車両重量が二トンを超える四トン以下のもの	年額	

車両重量が四トンを超えるもの	年額	一万二千円	口 自家用 (1) 教習車
車両重量が六トンを超えるもの	年額	一万五千円	乗用車に類するもの
車両重量が八トンを超えるもの	年額	一万八千五百円	普通自動車に類するもの
車両重量が十トンを超えるもの	年額	二万一千円	四輪以上の小型自動車に類するもの 第一号の口の(2)に定める額
車両重量が十二トンを超えるもの	年額	二万五千五百円	バスに類するもの 第二号の口に定める額
車両重量が十四トンを超えるもの	年額	二万五千五百円	第三号の口の(1)に定める額
車両重量が十六トンを超えるもの	年額	二万九千五百円	キャンピング・トレーラー
車両重量が十六トンを超えるもの	年額	二万九千五百円	普通自動車に属するもの
車両重量が十八トンを超えるもの	年額	二万九千五百円	四輪以上の小型自動車に属するもの
車両重量が二十トンを超えるもの	年額	二万九千五百円	その他

(2)	最大積載量の定めのないもの又は最大積載量が一トン以下のもの	年額	一万二百円	第一号のイの(2)に定める額
(3)	車両重量が二トン以下のもの	年額	八千円	第二号の口に定める額
	車両重量が二トンを超える四トン以下のもの	年額	五千三百円	第三号の口の(1)に定める額
	の額が四万八千三百円を超えるときは、四万八千三百円	年額	一万五千五百円	キャンピング・トレーラー
	車両重量が四トンを超える六トン以下のもの	年額	一万六千円	普通自動車に属するもの
	車両重量が六トンを超える八トン以下のもの	年額	二万五百円	四輪以上の小型自動車に属するもの
	車両重量が八トンを超える十トン以下のもの	年額	四千五百円	その他
	最大積載量が一トンを超えるもの	年額	四千五百円	最大積載量が一トン以下のもの



宅供給公社若しくは家屋を新築して譲渡することを業とする者で法附則第十条の二の政令で定めるもの又は住宅を新築して譲渡する者で法附則第十条の二の政令で定めるものが新築して売り渡す住宅に係る第六十一条第二項ただし書若しくは同条第三項本文の規定又は当該住宅の用に供する土地に係る第六十一条の二の規定の適用については、当該住宅の新築が昭和五十九年四月一日から昭和六十一年三月三十日までの間に行われたときに限り、第六十一条第二項ただし書及び同条第三項本文中「六月」とあるのは「九月」と、第六十一条の二中「前条第二項」とあるのは「前条第二項（附則第四十四項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）」とする。

附則第四十六項中「昭和五十八年度分及び」を削り、「附則第十二条の三第一項」を「附則第十二条の二第一項」に改め、「（第百十条第一号イ(1)に掲げるものを除く。）」を削り、「同条」を「第百十条」に改める。  
附則第五十九項を附則第六十項とし、附則第五十八項中「附則第五十四項」を「附則第五十五項」に改め、同項を附則第五十九項とし、附則第五十七項中「附則第五十四項」を「附則第五十五項」に改め、同項を附則第五十七項とし、附則第五十六項中「附則第五十四項」を「附則第五十五項」に改め、同項を附則第五十七項とし、附則第四十九項から附則第五十五項までを一項ずつ繰り下げ、附則第四十八項中「昭和五十九年三月三十日」を「昭和六十一年三月三十一日」に改め、同項を附則第四十九項とし、附則第四十七項の次に次の二項を加える。

（狩獵者登録税に係る読み替え）

48 昭和五十九年四月一日から昭和六十一年三月三十一日までの間ににおいて狩獵者の登録を受ける者に對して課する狩獵者登録税に限り、第一百二十

五条第一項の規定の適用については、同項第二号中「法第二十三条第一項第七号に規定する控除対象配偶者又は同項第八号に規定する扶養親族」とあるのは、「個人の住民税に係る地方税法の臨時特例に関する法律（昭和五十八年法律第六十八号）第三条第一項の規定により読み替えられた法第二十三条第一項第七号又は第八号に規定する控除対象配偶者又は扶養親族」とする。  
第十四号様式を次のように改める。

法人県民税  
法人事業税  
加算金

## 更正決定通知書

次のとおり更正(決定)したので通知しますから、太線部分の額を同封の納付書により納付してください。  
年 月 日

市 郡	町 村	番地	職氏名回		
殿			通知書番号	第 号	
			事業年度	自至	年 月 年 月
区分	法人県民税			法人事業税	
	法人税割額	課税標準額 (本県分)	均等割額	課税標準額 (本県分)	税額
更正(決定)額	円	円	円	円	円
既申告(更正・決定)額					
差引不足税額等					
過少申告加算金	不申告加算金	重加算金	延滞金		
円	円	円	不足税額については、年 月 日から納付の日までの期間に応じ、税額2000円以上であるとき(1000円未満の端数は切り捨てる。)は、年14.6パーセント(この通知書による納期限までの期間又は当該納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント)の割合で計算した金額		

更正(決定)額の算出基礎				加算金の算出基礎	
区分	法人県民税		法人事業税		
	法人 税割	均等割	所 得 金 額	収入 金額	過少申告加算金
		年350万円を超える所得金額又は特別法人の所得金額若しくは清算所得金額	計	対応税額 A	円
課税標準額の総額	円	円	円	Aのうち上乗せ 加算対象税額B	
分割基準				$A \times \frac{5}{100}$	
課税標準額 (本県分)	円	円	円	加算 $B \times \frac{5}{100}$	
税率	100	100	100	金額	
税額	円	円	円	計	
外国税額控除額				不申告加算金	
仮装経理控除額				対応税額 C	円
差引税額				加算 ( $C \times \frac{5}{100}$ )	

納付期限	年 月 日				
納付場所	銀行		店又は近くの		銀行 店若しくは郵便局
更正(決定)の根拠法令	法人県民税			法人事業税	
	地方税法第 条			地方税法第 条	

お知らせ この通知について不服がある場合は、この通知書を受けとつた日の翌日から起算して60日以内に行政不服審査法第4条の規定により知事に審査請求することができます。審査請求は、なるべく県税事務所長を経由して提出してください。

第三十三号様式中「第百五条」を「第百五十条」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和五十九年四月一日から施行する。

(県民税の法人税割又は法人の事業税の徴収猶予に関する経過措置)

2 改正前の鳥取県税条例（以下「旧条例」という。）第二十四条第一項第四号及び附則第十三項の規定（地方税法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第七号。以下「一部改正法」という。）第一条の規定による改正前的地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第十五条の規定による徴収の猶予に係る部分に限る。）は、昭和五十九年四月一日（以下「施行日」という。）前に終了した事業年度に係る県民税の法人税割又は法人の事業税については、なおその効力を有する。

(個人の県民税に関する経過措置)

3 改正後の鳥取県税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の県民税に関する部分は、昭和五十九年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、昭和五十八年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

(法人の県民税に関する経過措置)

4 新条例第四十条の規定は、施行日以後に終了する事業年度又は一部改正法第一条の規定による改正後的地方税法（以下「新法」という。）第五十三条第五項の期間に係る法人の県民税について適用し、施行日前に終了した事業年度又は同項の期間に係る法人の県民税については、なお従前の例による。

5 前項の規定にかかわらず、法人の施行日以後に終了する事業年度に係

る新法第五十三条第一項の申告書（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第七十七条第一項（同法第七十二条第一項の規定が適用される場合及びこれらの規定を同法第百四十五条第一項において準用する場合を含む。）の規定により法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が、新法第五十三条第一項の規定により当該申告書の提出期限までに提出すべき申告書に限る。）の提出期限が施行日前である場合には、その法人の当該申告書に係る県民税として納付した又は納付すべきであつた県民税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)

6 新条例第一百十条の規定は、昭和五十九年度以後の年度分の自動車税について適用し、昭和五十八年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

7 旧条例附則第四十六条に規定する電気を動力源とする自動車に対しても課する昭和五十八年度分の自動車税については、なお従前の例による。

規 則

鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年三月三十一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

## 鳥取県税条例施行規則の一部を改正する規則

鳥取県税条例施行規則（昭和三十五年九月鳥取県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

## 目次中 「第三章 目的税

第一節 軽油引取税（第五十一條）を削る。

第八条中「第六条の二」を「第六条の一」の三に改める。

第十一条を次のように改める。

## 第十二条 削除

第十三条第一項中「若しくは」を「又は」に改め、「又は法第十五条の三」を削り、同条第四項中「第十五条の四第三項」を「第十五条の三第三項」に改め、「第一百一十二条の二第一項」の下に「及び第七百条の二十一項」を加え、「取消」を「取消し」に改める。

第十五条第二項中「第十五条の四第三項」を「第十五条の三第三項」に、「取消」を「取消し」に改める。

第二十二条第三項中「指定金融機関」を「指定金融機関等」と改める。

第三章を削る。

第一号様式を次のように改める。

第一号様式（第三条関係）

第 号	年 月 日
納 税 證 明 書	住所 氏名
県税事務所長 殿	

認明書の 使用目的	認明書の 枚数	
	請求枚数	法定納期限

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

県税事務所長 団

## 第十号様式の二(第十二条関係)

第九号様式を次のように改める。  
 第十号様式の二を次のように改める。

第 号		地方税法第十四条の十八の規定による徴収通知書						
滞 納 者		年 月 日						
住(居)所								
氏 名 殿		県税事務所長 氏 名						
下記のとおり、譲渡担保財産からあなたの滞納金額を徴収することとしましたから通知します。								
納 税 者		住(居)所						
(特別徴収義務者)		氏 名						
滯 納 金 額	年度	税 目	納期限	税 額	延滞金額	加算金	滞納処分費	備 考
				円	法律による金額 円	円	法律による金額 円	
					法律による金額 円		法律による金額 円	
譲 渡 住(居)所								
担 保 権 者 氏 名								
法第14条の18第2項の告知書を発した日								
譲渡担保権者から徴収しようとする金額		納付(納入)の期限			納付(納入)場所			
円		年 月 日			銀行	店又は近くの	銀行	店
					若しくはもよりの郵便局			
根拠規定								
譲 渡 担 保 財 产	名称・数量・性質及び所在							
備 考								

## お知らせ

この通知について不服がある場合は、この通知書を受けとつた日から起算して60日以内に、行政不服審査法第四条の規定により、知事に審査請求することができます。審査請求書はなるべく県税事務所長を経由して提出してください。

銀十一印送付の旨や他のものと合ふ。

第十一号様式の四(第十四条の二関係)

取 入 印 紙		県税口座振替依頼書		
<small>(納稅貯蓄組合員が 指定預金口座に指 定預金は不要です。)</small>				
取扱金融機関 住所・所		年	月	日
御中 氏名		番地 (電話番)		
県税事務所名	鳥取県 県税事務所	税目		
所属納税 貯蓄組合名	納稅貯蓄組合	④		
上記の県税について口座振替の方法によって納付したいので、下記事項を 確約のうえ依頼します。				
記				
1 指定預金口座				
預金の種類	口座番号	ふりがな義	通帳使用印	
普通 預 金				
普通 預 金				
2 振替開始年月日 年 月 日から				
貴店が上記県税事務所から納付書の送付を受けたときは、(1)所定の納付書の最終日(月の最終日)に納付書に記載の金額を1の指定預金口座から払い出で、県の歳入金に振り替えてください。この指定預金口座の払出しに当たつては、当座勘定取引約定書の規定、普通預金現金請求書及び普通預金通帳若しくは納稅貯蓄預金払戻請求書の提出をしないこととします。指定預金口座の残高が振替日において納付すべき金額に満たないときは、納付書を県税事務所に返却してください。				
受付年月日	責任者印	係員	取引印照合	

銀十一印送付の旨や他のものと合ふ。

第十一号様式の五(第十四条の二関係)

金融機関承諾印		県税納付書送付依頼書		
		年	月	日
納付書送付先 金融機関 住所		住 所	番地 (電話番)	
所属納税 貯蓄組合名	納稅貯蓄組合	④	税目	
上記の県税について口座振替の方法によって納付したいので、わたくし てに送付される納付書は、上記の金融機関あて送付してください。				
預金の種類	口座番号	ふりがな義		
普通 預 金				
普通 預 金				
振替開始年月日 年 月 日から				
県税事務所から納付書の送付を受けたときは、(1)所定の納付書の最終日(月の最終日)に納付書に記載の金額を1の指定預金口座から払い出で、県の歳入金に振り替えてください。この指定預金口座の払出しに当たつては、当座勘定取引約定書の規定、普通預金現金請求書及び普通預金通帳若しくは納稅貯蓄預金払戻請求書の提出をしないこととします。指定預金口座の残高が振替日において納付すべき金額に満たないときは、納付書を県税事務所に返却してください。				
備考				



第五十号様式を次のように改める

官府道知事

第19号

(号外) 第19号

# 1 課税総額に関する調べ

# 年度個人與民稅課稅狀況報告書

市町村長

年月日提出

区 分

課税標準額の段階	我が方の目 [10+11] (ア)	申込 (イ) 繰越控除 ナシ ナシ	申込 (イ) 繰越控除 ナシ ナシ			(イ)- (イ)-(イ) (イ)	(イ)-(イ)-(イ) (イ)
			(イ)	(イ)-(イ)	(イ)-(イ)-(イ)		
普 徴 収 通 分	150万円以下のもの 150万円をこえるもの 計	人	円	円	円	円	円
特 徴 別 分	150万円以下のもの 150万円をこえるもの 計	人	円	円	円	円	円
合 計	150万円以下のもの 150万円をこえるもの 計	人	円	円	円	円	円

諸擾除等に美する謂へ  
ノウミハナヒ

(記載上の注意)

(4)の額は、(3)の額に相当するものであること。

4 うなづいて、おおきな手で胸をさす。おおきな手は、おおきな心をもつてゐる。おおきな心は、おおきな命をもつてゐる。おおきな命は、おおきな力で、おおきな世界をもつてゐる。

69  
の間にそれぞれ結合するものであること、

第五十三号様式（第三十五条関係）

## 県民税徵収扱費に関する報告書（ 年度前後期分）

鳥取県知事 殿

市町村長

回

年 月 日提出

第五十三号様式を次のように改める。

区分	算定の基礎				徵収取扱費			摘要
	項目	年度別	算定率	基本数値	算出額	受領済額	差引額	
第一号該当 地方税法第四十七条规定による区分	納税通知書	現年課税分		円 枚	円			
	特別徵収に係る納税義務者に交付する通知書	現年課税分		円 枚				
	退職所得の分離課税に係る更正又は決定通知書	現年課税分		円 枚				
	合 計			枚		円	円	
第二号該当	県指定金融機関等への払込金額	本 現年課税分 前四五月 度かま 分ら で	當該年度分		円			
			當該年度分		円			
			當該年度分		円			
			當該年度分		円			
		税 滞納 緑 越 分 前四五月 度かま 分ら で	加算金		円			
			延滞金		円			
			小計		円			
			合 計		円			
		外 税 外						
第三号該当	還付した過誤納金（前年度までに納付済）			円				
第四号該当	過誤納金に係る還付加算金			円				
第五号該当	賦課制限に係る還付金			円				
第六号該当	同上に係る還付加算金			円				
第七号該当	納期前納付税額に対する報償金			円				
	総 合 計							

第六十六号様式を削る。

附 則

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。ただし、目次の改正規定、第三章の改正規定及び第六十六号様式の改正規定は、昭和六十年四月一日から施行する。